

浜松市屋外広告物条例施行規則の改正内容について

本市では、全国で多発している同様の事故に対応するため、浜松市屋外広告物条例施行規則の改正を行いました。また現在の社会状況や経済活動などの変化に対応するため、許可基準や手続きについて、以下のように変わります。

○改正内容について

- (1) 堅ろうな広告物（建築基準法による工作物の確認申請が必要な4 m超の広告物）の点検資格者が変わります。

H33/3/31 まで	H33/4/1 から
屋外広告士	屋外広告士
広告美術科の職業訓練指導員 広告美術仕上げ技能検定試験合格者 広告美術科の職業訓練過程修了者	広告美術科の職業訓練指導員 広告美術仕上げ技能検定試験合格者 広告美術科の職業訓練過程修了者
屋外広告物講習会修了者（※1）	一、二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者
浜松市屋外広告業登録済業者 特例屋外広告業届出済業者	屋外広告物点検技能講習の修了者（※2）

※1 屋外広告物講習会とは？

広告物の表示及び掲出物件の設置に関して必要な知識を修得させることを目的にて、都道府県、政令指定都市、中核市が開催する講習会です。県内では、静岡県、静岡市、浜松市でそれぞれ年1回開催しており、受講資格は特にありません。

※2 屋外広告物点検技能講習とは？

（一社）日本屋外広告業団体連合会、（公社）日本サイン協会が主催する屋外広告物の点検に関する講習会です。受講資格として、屋外広告業者であり、必要経験年数と工事経験数が一定以上必要となります。

詳しくは、（一社）日本屋外広告業団体連合会（URL <http://www.nikkoren.or.jp>）

もしくは、静岡県広告美術業協同組合（TEL 054-283-3000 URL <http://shizukobi.com>）

- (2) 点検報告書の点検項目を細分化しました（現行6項目 → 改正後17項目）。

※新しい点検報告書については、裏面に記載。

- (3) すべての許可申請時、添付するカラー写真は「申請前3月以内に撮影したもの」が必要となります。

- (4) 「街灯柱」に掲出する広告物が、「1本につき2個以下」となりました。

○施行時期について

堅ろうな広告物の点検資格者以外に関しては、平成31年4月1日から施行。

堅ろうな広告物の点検資格者に関しては、平成33年4月1日から施行。

第5号様式（第12条関係）

屋外広告物点検報告書

対象物件	表示又は設置の場所	浜松市 区				
	現在受けている許可の番号	第 ー 号				
点検項目等	点検箇所	点検項目	補修を要する不良箇所	補修の概要		
				補修年月日	補修の内容	
	上部構造・基礎部	1	上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無		
		2	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無		
		3	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無		
	支持部	1	鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有 無		
		2	鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有 無		
	取付部	1	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無		
		2	溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無		
		3	取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有 無		
	広告板	1	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無		
		2	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無		
		3	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無		
照明装置	1	照明装置の不点灯、不発光	有 無			
	2	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無			
	3	周辺機器の劣化、破損	有 無			
その他	1	附属部材の腐食、破損	有 無			
	2	避雷針の腐食、損傷	有 無			
	3	その他点検した事項 ()	有 無			
点検した日時		年 月 日		午前	午後	
		※申請日から3ヶ月以内であること				
点検実施者	住所 (所在地)					
	氏名 (名称)					

(注) ・堅ろうな広告物（工作物確認申請が必要な高さ4mを超える広告物）が含まれている場合、「点検実施者」は有資格の方に限ります。
 ・資格等を証する書面又はその写しを添付してください。